

特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

出願人 日本精機株式会社 様 であて名 〒940-8580 日本国新潟県長岡市東蔵王2丁目2番34号		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
		発送日 (日.月.年) 26.06.2018	
出願人又は代理人 の書類記号 18019TWO		今後の手続については、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2018/015498	国際出願日 (日.月.年) 13.04.2018	優先日 (日.月.年) 20.04.2017	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. B60K35/00(2006.01)i, B60R11/02(2006.01)i, G02B27/01(2006.01)i			
出願人 (氏名又は名称) 日本精機株式会社			

1. この見解書は次の内容を含む。 <input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎 <input type="checkbox"/> 第II欄 優先権 <input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成 <input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如 <input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明 <input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献 <input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥 <input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見 2. 今後の手続 国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。 この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。 さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。
--

見解書を作成した日 14.06.2018			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	特許庁審査官 (権限のある職員) 村山 禎恒 電話番号 03-3581-1101 内線 3355	3G	9330

第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。
 - 出願時の言語による国際出願
 - 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))
2. この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。
3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。
 - a. 出願時における国際出願の一部を構成する配列表
 - 附属書C/ST.25テキストファイル形式
 - 紙形式又はイメージファイル形式
 - b. 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
 - c. 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表
 - 附属書C/ST.25テキストファイル形式 (PCT規則13の3.1(a))
 - 紙形式又はイメージファイル形式 (PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)
4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。
5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	2	有
	請求項	1, 3	無
進歩性 (I S)	請求項		有
	請求項	1 - 3	無
産業上の利用可能性 (I A)	請求項	1 - 3	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

- 文献1: JP 2012-150420 A (建興電子科技股▲ふん▼有限公司) 2012. 08. 09, [0009]-[0018], [図1]-[図5]
 & US 2012/0188650 A1 [0024]-[0045], Figs. 1-5 & CN 102608761 A
- 文献2: JP 2014-143850 A (矢崎総業株式会社) 2014. 08. 07, [0086]-[0098], [図4][図9] (ファミリーなし)
- 文献3: JP 2014-222265 A (矢崎総業株式会社) 2014. 11. 27, [0011]-[0043], [図1]-[図9] & WO 2014/185252 A1

請求項1に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1または文献2から新規性・進歩性を有しない。請求項1に記載された遮蔽物設置禁止エリアの設定について、文献1には明記されていない。しかし、文献1には、分光器11が図2の収納位置から、図4の位置まで変位する際に、分光器先端部が、図4の分光器先端位置よりも上方の位置となる状態が図3に記載されている。また、文献2にも、コンバイナ3が、図9(a)の格納位置から、図9(c)のコンバイナが傾いた位置まで変位する際に、コンバイナ先端が一時的に最終位置より上方となる点が記載されている。そして、遮蔽物禁止エリアを何処に設定するかは、人為的取り決めに過ぎない。

よって、文献1または2に記載された発明により、請求項1に係る発明は新規性・進歩性を有しない。

請求項2に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1及び3より進歩性を有しない。請求項2に係る発明と、文献1に記載された発明は、コンバイナの駆動機構について相違するが、文献3にあるように、コンバイナに所望の変位をさせるための駆動機構に、ギヤ部材、カムレバー等を適宜組み合わせることは、従来周知の技術手段に過ぎない。よって、当該周知技術を、文献1に記載された発明に適用して、請求項2に係る発明のようにすることは、当業者が容易に想到し得ることである。

(以下補充欄参照)

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

請求項 3 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1 または文献 2 から新規性・進歩性を有しない。請求項 1 に記載された上方面の設定について、文献 1 には明記されていない。

しかし、文献 1 には、分光器 11 が図 2 の収納位置から、図 4 の位置まで変位する際に、分光器先端部が、図 4 の分光器先端位置よりも上方の位置となる状態が図 3 に記載されている。また、文献 2 にも、コンバイナ 3 が、図 9(a) の格納位置から、図 9(c) のコンバイナが傾いた位置まで変位する際に、コンバイナ先端が一時的に最終位置より上方となる点が記載されている。そして、上方面を何処に設定するかは、人為的取り決めに過ぎない。

よって、文献 1 または 2 に記載された発明により、請求項 3 に係る発明は新規性・進歩性を有しない。